

第 851 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 851 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 851 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 11 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 11 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 25 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出
について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
(議事参与)
 - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 讓 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員 (1 名)

2 番 若菜千穂 君

- 6 遅刻委員 (1 名)

5 番 山田 讓 君

- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 851 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。日に日に寒くなって、車はタイヤ交換の時期となりました。いつものことですが委員の皆様には体調管理に十分ご注意くださいと思います。

私事ですが今の最大の関心事は、アメリカ大リーグ、ドジャーズの大谷翔平選手が満票で3回目のMVPを獲得できるかということです。今年は韓国での開幕から1年間、連日大谷選手の活躍がテレビ中継で見られて楽しく過ごすことができました。

話はかわりますが、先日都南のキャラホールで開催された岩手県農業委員会大会にご参加いただいた委員の皆様、大変お疲れ様でした。今はコロナによる制限もなく、例年通りの開催となりましたが、内容的には各功労者の表彰と岩手県農業委員会としての決議、そして記念講演、これまでと同様の大会となりました。当農業委員会からは、藤根次長が通算12年以上の永年勤続表彰を受けてまいりました。

また、この大会で承認されました要請文は、今後、岩手県と国に対して要請していくこととなります。来週27日28日に開催される全国農業委員会会長代表者集会に併せて行われる岩手県選出の国会議員との懇談会において要請してまいります。これから寒くなりますが、委員の皆様、体調管理に留意して農業委員会活動に従事していただきたいと思ます。 それでは本日の総会審議よろしくお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、遅刻通告委員は5番 山田譲委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において4番 鈴木芳勝委員、6番佐藤武士委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が10件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が7件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして4ページをご覧ください。報告第2号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が3件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明

します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、11月14日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番(佐藤廣志君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、譲渡人に農業後継者がいないため、組田の相手方に農地を売り渡して、組田を解消するものです。譲受人は、農機具を使用する作業を親戚に委託し、その他の作業は適正に行っておりますので、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号2番は、譲渡人が非農家で耕作できないため、農地を手放すものです。譲受人が農地の売買の相談を受けたため、管理を引き受けることになったものです。譲受人は兼業農家で、農機具を使用する作業は委託をしながら、取得した農地で野菜を作付けする計画です。農地調整小委員会では、農機具の所有状況や営農計画、周辺農家との調和について確認を行い、耕作が可能であると判断いたしました。

農地調整小委員会の審議では、以上の内容から原案のとおり許可相当との意見となりましたのでご報告いたします。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について5件の申請が出されております。議案7ページと併せて調査資料5ページから9ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、11月14日の農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、11月25日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、組田になっている農地であり、譲渡人が耕作できないため、組田の相手方である譲受人が農地を集約して作業効率を上げるものです。

付議番号2番は、譲渡人が高齢になったため、農業を廃業することから、同じ地域内で営農をしている譲受人に、農地を引き受けてもらうよう依頼したものです。引き受けた農地は、家族で耕作することとしております。なお、譲受人の子は妻と一緒に水稲と野菜を耕作しており、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号3番の農地は組田であり、譲受人が今まで耕作をしていた農地です。譲渡人は体調不良のため耕作できなくなったことから、農地を手放すものです。農地の耕作は今までと同様、適正な管理がされるため問題がないと思われま

す。付議番号4番と5番の農地は隣接地であり、当該農地の耕作者は譲受人であります。4番の所有者は農業を廃業しており、5番の所有者は自宅から離れたところにある農地であるため、譲受人に耕作を依頼していたものです。譲受人は、地域の担い手となる認定農業者であり、規模拡大も希望しているため、農地管理は今までと同様、適正な管理が期待されます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページになります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定についてご説明いたします。

本案件は、岩手県農業公社が農地中間管理権を設定した農地に対して、耕作者を変更する旨の申し出があったため農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を農業委員会に求めるものです。

（議案書朗読）

本案件につきましては、11月14日の農地調整小委員会でご審議いただいております。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から10番まで、中間管理事業の契約について、同一の耕作者に配分先を変更するものです。従前の耕作者が規模縮小を希望しており、その後任として■■■■が引き受けることになったものです。転貸を受ける■■■■は、地域の中心となる優良な農業者で、地域の担い手としての実績もあり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案は13ページ、別添調査資料は10ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本案件につきましては、11月14日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案件につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（大沼仁志君）

報告いたします。11月14日に堀切一推進委員、畠山佳正推進委員、事務局と私の4人で現地調査をしてきました。

現状は、確かに住宅が建っておりかなり長い間放置されていたようでした。ということもあり原案のとおり許可相当と見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に、11番 工藤姫子委員が該当していますので、本案の審

議が終了するまで退席願います。

(工藤委員 退席)

○議長 (岡市充司君)

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長 (藤根あけみ君)

議案第5号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、内容をご説明いたします。別添調査資料は11ページをご覧ください。

(議案書朗読)

本案件につきまして11月14日に現地調査を実施しております。案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長 (岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番 (大沼仁志君)

議案第5号、農地法第5条による許可申請に対して、11月14日に堀切委員、畠山委員、事務局と現地調査をしましてまいりましたので報告いたします。

付議番号1番については、現在住んでいる[REDACTED]の居宅のすぐ隣であり、道路に面したりんご畑の一部であります。農業後継者でありますので、原案の通り許可相当と思われれます。審議のほどよろしく願います。

○議長 (岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長 (岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長 (岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長 (岡市充司君)

工藤委員の復席を求めます。

(工藤委員 復席)

○議長 (岡市充司君)

日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第6号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、内容をご説明します。議案15ページをご覧ください。別添調査資料は14ページからになります。申請件数は贈与が1件、寄付が1件です。

（議案書朗読）

本案件につきまして11月14日に現地調査を実施しております。案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（大沼仁志君）

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、11月14日に現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号1番は、現在、 が住んでいる居宅と道路に挟まれた田んぼであり説明にあったとおり周りに影響はないものと見てまいりました。

付議番号2番は、細長い三角形の土地で、耕作しづらく、長らく耕作しておらず農地として残すべき場所ではないと見てまいりました。

2件とも許可相当と思われれます。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第10 議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、ご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、11月14日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番(大沼仁志君)

議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定についてですが、11月14日に現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番2番とも、周りは今後■■■■の土地となり、反対側は小川となっており非常に荒れた状態になっておりました。今後とも耕作するということは考えられませんが、原案のとおり非農地とすべきものと見てまいりました。

本来、非農地判定については、農政小委員会の審査を経るべきですが、今回は、■■■■相続財産清算人弁護士から早急の対応を依頼され、現地調査を実施し、農政小委員長の同意を得て報告していますことを申し添えます。

○議長(岡市充司君)

ご苦勞様でした。現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第851回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時25分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員